

原告団ニュース

2022年6月30日 第7号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291（日野）
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com



わたしが原告になった訳・・・中山 亨（原告団副団長）

子どもたちに放射能で汚染されない 故郷を残すことは我々の使命！

第五福竜丸

放射能がトラウマに

一九五四年三月一日、当時米ソ冷戦下での核開発競争が激化し、マーシャル群島のビキニ環礁で米が行った水爆実験で、近海にいた遠洋マグロ漁船「第五福竜丸」が大量の死の灰を浴び、二三名の乗組員全員が被爆した。そして半年後に無線長の久保山さんが死亡した。

特に三月一五日に築地市場にマグロ等が水揚げされた際にはセリは中断され、行政の指示により流通する前に場内の地中に埋められた。そのニュースが新聞やラジオで報道された晩に、小学校五年生だった私は「放射能」から連想さ

れる核兵器の怖さを感じて一睡も出来なかった事

米スリーマイル島原発事故 旧ソ連のチェルノブイリ原発四号炉で過酷事故 原発建設反対運動へ！

を今でも覚えている。それ以来、私にとって「放射能」はトラウマとなった。

十数年後、宮城県水産高校に就職のため石巻に来た頃、女川原発一号機建設反対運動が漁民を中心に闘われていた。原発についての知識が不十分だったので、学習会で学習を深めていった。学習を深めれば深めるほど原発の危うさが見えてきた。一九五三年国連総会で米大統領のアイゼンハワーが「核の平和利用」をぶち上げ、その後原発建設が進んだが、その裏には核兵器の原料のプルトニウムを作り出すという目的があったのではないかと、私のトラウマが訴えている。

その後、一九七九年三月二八日、米スリーマイル島原発事故が起こり炉

心溶融までに至った。さらに、一九八四年四月二五日旧ソ連のチェルノブイリ原発四号炉で過酷事故が起こり、原子炉建屋が爆発で吹き飛び大量の放射能が環境中に流失し、ヨーロッパ中を汚染した。この頃、原発反対勢力から、今度は日本で過酷事故が起こるのではないかと噂されていたが、現実になってしまった。

福島第一原発事故後

「女川原発の避難計画を考える会」発足

二〇一一年三月一日午後二時四六分、突然今までに体験したことのない、大きな揺れを感じた。これこそ東日本大震災で、巨大津波により福島第一原発の外部電源が全て遮断され、過酷事故の始まりだった。連日、新聞、テレビで放映される原発事故の様

子に、日本中の人々の多くが今まで原発の安全神話に騙されてきたことを痛感、原発の空気が一気に広がった。しかし、被災者をはじめ人々が日常性を取り戻すと徐々に空気が変わってきて市議会や県議会が女川原発再稼働容認の方向に。反対派の最後の砦の

住民投票条例もあつけなく潰された。
二〇一七年三月、「原子力災害時における石巻地域広域避難計画」が策定されたことを知った我々は、その計画通りに家用車で走り、問題点を洗い出した。この広域避難計画を検討するため「女川原発の避難計画を考える会」を作った。
東北電力女川原発再稼働の差し止めを勝ち取るまで頑張ろう！

会の準備を共に進めてきた松浦弁護士から、誰か会長にふさわしい人をと相談され、或る処で原伸雄さんに偶々会ったので、このことを話し、会へお誘いした。
これが原告団長誕生の経緯である。これからも、原団長に結束して、東北電力女川原発再稼働の差し止めを勝ち取るまで頑張ろう。復興は終わったかに見えるが、ひとたび原発過酷事故が起これば、避難という形の移住をしなければならぬ。復興にかけた数千億の浄財が無駄になる。
子どもたちに放射能で汚染されない故郷を残すことは我々の使命だ。その為に私は原告団に加わった。

調査囑託に対する宮城県からの回答 及び第3回口頭弁論期日のご報告

女川原発差止訴訟弁護団 弁護士 松浦健太郎

1 調査囑託の回答について

(1) 裁判所は、本年2月16日、宮城県についての一定の事項(被告(東北電力)から検査場に派遣される約600名の要員の役割・連絡方法・到着までの時間等)についてのみ、調査囑託申立を認める決定をしました。

(2) これに対する宮城県からの回答から、以下のことが明らかとなりました。

ア 検査場所の稼働に必要な「最低限の要員(県職員を含む)」 「②検査に要する資材(個人防護装備を含む)」 「③検査機器(レーン)」 「④検査場所」で投与することになっている(4)安定ヨウ素剤の四点の責任者、運搬業者の選定等が全て縦割り(要員も県と被告で縦割り)で、責任者すら事故後に決める仕組み。運搬業者の選定に長時間を要する。四点の一つでも下記の①④内に到着しなければ、それだけで稼働ができな

い。縦割り構造の四点が揃って①④内に到着することは不可能。①④が不可能であれば、現状の場所での検査は避難者にマイナスのみを与える(プラスは何もない)。

① 検査場所の周囲の道路が避難者の車両で埋まる前に検査場所に到着する

② 避難者の耐久日数(トイレット、水、食料等の生理的欲求、バスの運転手の拘束時間、乗員の健康悪化、燃料の枯渇の点で、バスの場合は24時間、自家用車の場合は48時間が耐久限度と推定)内に到着しなければ、それだけで稼働ができない。

イ 30km圏内からの一刻も早い脱出のための広域避難が、逆に(検査場所の入口から続く渋滞が30km圏内に及ぶことで)30km圏内に長時間留め置くことになり、多数の避難者に被ばくによる健康被害をもたらす。

ウ 耐久日数を超えてからの避難の開始となり、過酷な避難を余儀なくさせる。

エ (検査を受けられない結果) 受付センターで受付して、最終避難所にたどり着くことができず、避難先を自分で探さなければならぬ。

オ (検査場所、受付センター) についても避難者からの「問い合わせ窓口が整備されていない。事故後急ぎよ設置したとしても、現状では「わからない」と回答する以外なく、混乱を極める。

カ 現状の場所での検査は避難者にマイナスのみを与えることが明らかにしても、女川地域原子力防災協議会で実効性を確認した(それに乗って「地元同意」が下された)ことが加わるとなると、検査場所を変更するなどの基本設計の変更は困難。

キ 被告は600名の要員の派遣を引き受けたことにより、検査場所の稼働に必要な四点セットが①④の期間内に同時に到着することを立証する責任を(県と連帯して)負っている。

(水) 11時から、仙台地方裁判所において第3回口頭弁論期日が開催されました。傍聴人の制限はなく、約50名もの傍聴者で法廷は埋まりました。

(2) 内容

本日の口頭弁論期日は、期日間に提出した書面や証拠の確認と、今後の進行をいかにするかについて協議されました。今回期間には、3月に出された宮城県の情報公開請求の開示資料や5月に出された調査囑託申立の回答を踏まえて、主に検査場所での運営ないし渋滞対策等に対する準備検討がやはり杜撰で未検討部分も多いということ等を主張立証しました。

被告としては、内容は定かではありませんが、これまでの原告側の主張に対する反論の準備書面を8月末まで提出するとうことを述べました。この被告の反論に対しては、原告側としては、直ちに再反論をする予定であり、早ければ、次回9月21日の口頭弁論期日で結審となります。もともと、被告が、避難計画の中身についての原告の主張に正面から反論してきたような場合には、原告側としても、再反論をする必要が出てき得るので、次回で結審とはなりません。このように、被告が出すという準備書面の内容次第で、今後の審理予定が決まってくると思われま

3 本日の口頭弁論期日はこれまでと異なり、傍聴者の制限がなかったためか、あるいは先日の泊原発判決の影響か、元々の女川原発問題への関心か、多くの方に傍聴に来ていただきました。本訴訟は早ければ次回結審となりますが、再び多くの傍聴、及び原告の方々へのご支援、さらには女川原発再稼働問題の関心を高めるための行動等、よろしくお願ひいたします。

4 2022年11月28日(月) 11時〜第5回口頭弁論期日 ※第4回で結審とならない場合

原告が上記被告準備書面への反論書面を提出

3 2022年9月21日(水) 11時〜第4回口頭弁論期日

2 2022年11月28日(月) 11時〜第5回口頭弁論期日

全国の皆さま！集まりに、ご一緒させていただきます！
裁判報告の時間をお伺いします
【連絡先】原告団事務局：日野正美
(090-7932-4291)

裁判支援カンパのお願い

【郵便振替口座】02250-6-118564
口座名義：門間 弘
※通信欄へ「再稼働差止訴訟カンパ」とご記入ください！